

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 規則	
○ 勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部 給与課】	3
◇ 告示	
○ 道路の供用開始【建設局総務部管理課】	4
◇ 公告	
○ 特定調達契約の相手方の決定【教育委員会事務局教職員部教職員給与 課】	5
◇ 交通局	
○ 特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】	6

本号で公布された条例等のあらまし

◇勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

本市の実情に沿った柔軟で多様な勤務形態を検討するため、令和元年11月1日から同年12月27日までの間、市長が公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を考慮して勤務時間の割振りを変更することができるようにしました。

この規則は、令和元年11月1日から施行することにしました。

勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第31号

勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市規則第32号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和元年6月1日から同年9月30日まで」を「令和元年1月1日から同年12月27日まで」に改める。

付 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

北九州市告示第 237 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和元年 10 月 31 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年 10 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
7013	黒崎城石 3 号線	八幡西区黒崎城石 2 3 4 6 番 1 地先から 八幡西区大字藤田 2 4 1 9 番 1 地先まで

北九州市公告第462号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年10月31日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
教職員人事給与システム改修業務（児童手当連携処理等） 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市教育委員会事務局教職員部教職員給与課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和元年8月30日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
T I S株式会社産業公共事業本部産業ビジネス第2事業部九州支社
福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号
- 5 契約金額
5,610万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市交通局公告第16号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年10月31日

北九州市交通局長 池上修

- 1 物品等の名称及び台数
事業用自動車（10人乗り・ディーゼルエンジン） 10台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町3番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年10月16日
- 4 落札者の名称及び住所
西鉄車体技術株式会社
北九州市小倉北区西港町10番20号
- 5 落札金額
6,000万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和元年9月2日
- 8 落札方式
最低価格による。